

アキバ分室の「みりおん」を活用しませんか

単発・不定期の開催で、地域のために開放スペース「みりおん」を活用してくれる方を募集します。詳しくは二次元コードまたはお問い合わせください。

場 社会福祉協議会アキバ分室(外神田1-1-13万世橋出張所・区民館6階)

対 地域福祉の推進や子育て支援などに関わる活動を検討している方

問 社会福祉協議会アキバ分室 ☎03-6285-2860

FAX 03-6285-2861

✉ akiba@chiyoda-cosw.jp



ちよだエコスポットを紹介しています

区のHPでは、環境に配慮した施設や取り組みを「ちよだエコスポット」として紹介しています。庭園や公園などの緑地、太陽光発電や風力発電などの自然エネルギーを活用している施設、LED照明を導入している場所、環境を学べる施設など、8つのエリアに分けて46か所を掲載しています。

問 環境政策課事業推進担当 ☎03-5211-4253



ウミネコの飛来に注意してください

近年、岩本町～東神田でウミネコが確認されています。4～7月の繁殖期になると、マンションやビルなどの屋上に巣を作って繁殖するため、周辺では昼夜を問わずの鳴き声やフンの被害が発生します。

- 被害を防ぐためには、巣を作られないよう次の対策が有効とされています。
- ・定期的に屋上を点検する
 - ・巣を作りやすい緑化スペースに防除網を設置する
 - ・屋上の縁にテグスなどの糸を張りめぐらせる



巣を作られてしまったら

卵やヒナがいなければ、許可がなくても巣の撤去ができます。対策を講じる際には、十分に安全管理を行ってください。

問 環境政策課公害指導係 ☎03-5211-4254



消防団員募集中です

火災や地震、洪水などの災害対応はもちろん、災害が起きたときのために、普段からさまざまな訓練や防災の啓発活動を行っています。興味のある方や入団したい方は近くの消防署までご連絡いただくか、HPをご覧ください。

問 丸の内消防署 ☎03-3215-0119、
麴町消防署 ☎03-3264-0119、
神田消防署 ☎03-3257-0119



一番町みんなのサロンがオープン

時 毎週火曜13時～16時・金曜12時～16時(当日直接会場へ/祝日を除く)

場 いきいきプラザ一番町1階(一番町12) **対** 区内在住者

内 60歳以上を対象とした一番町はあとサロンが、4月から一番町みんなのサロンにリニューアル。子どもから大人まで誰でも利用可。おしゃべりやゲームなどをして自由に過ごせる。親子でつるげるフリースペースもあり

問 社会福祉協議会地域支援係 ☎03-3265-1901 FAX03-3265-1902

✉ chiiki@chiyoda-cosw.jp

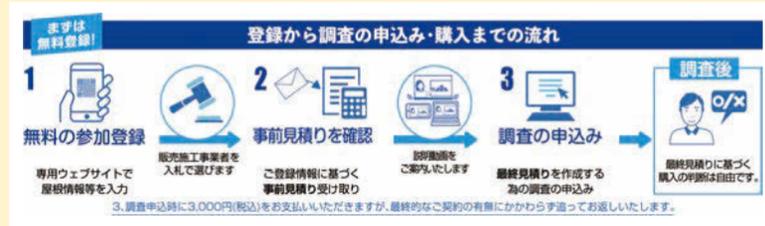
太陽光パネル・蓄電池を活用しましょう



太陽光パネルの設置が電気代の大幅な節約につながることをご存じでしょうか。都では、みんなで集まって安心・おトクに購入できる、太陽光パネル・蓄電池の共同購入事業を開始します。無料参加登録で設置費用をご確認ください。

申 ～8月31日(土)

問 東京みんなのおうちに太陽光事務局 ☎0120-723-100(10時～18時)



4月は「若年層の性暴力被害予防月間」



「AV出演被害」「JKビジネス」「レイプドラッグ」やSNSを利用した性被害など、若年層を狙った性犯罪・性暴力の問題は深刻な状況です。望まない性的行為の強要は、どのような理由・関係性であってもすべて性暴力にあたります。不安に寄り添いながら支援をする公的な相談窓口があります。

また、内閣府男女共同参画局のHPでは、性犯罪・性暴力の被害を受けた方へのメッセージやその相談窓口を紹介しています。



(内閣府)性暴力に関するSNS相談 [Cure time (キュアタイム)]

悩みや不安を気軽にチャットで相談できます(17時～21時)



#8891

(内閣府)性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター
最寄りのワンストップ支援センターにつながります

#8103(警察)性犯罪被害相談電話

発信された地域を管轄する各都道府県の警察の相談窓口につながります

問 国際平和・男女平等人権課男女平等人権係 ☎03-5211-4166

消費者だより



スポーツジムなどの契約・解約時に確認しておきたいポイント

最近、フィットネスクラブや常駐スタッフのいないスポーツジム、オンラインレッスンなど、さまざまな形態の運動ができるサービスが増えています。契約や解約時のトラブルも増えています。

事例1

ヨガの無料体験に行った。体験終了後に、「今入会すれば、入会金と2か月分の会費が無料。途中で解約すると1万5,000円の違約金がかかる」と説明を受け、その場で入会した。その後友人からピラティス教室に誘われたので、ヨガは利用開始前に解約を申し出たが、違約金を請求された。

事例2

スポーツジムに通っていたが、多忙になったため、半年前に受け付けに口頭で解約を申し出た。クレジットカードの利用明細を見ると、現在までジムの利用料が毎月引き落とされていることに気付いた。連絡すると、「解約は規約上、書面で行うと決まっております。書面の提出がないので契約は継続中だ」と言われた。

■消費者へのアドバイス

- ・契約時は、当事者間で合意した条件や規約内容をよく確認しましょう。利用開始前でも、事例1のように契約が成立していれば規約の条項が適用されるので、注意が必要です
- ・解約手続きは、契約書面や規約に申し出方法の記載があれば、それに従ったやり方で行う必要があります
- ・体験やお試しプランを利用した場合は、定められた期間や回数の終了後、継続しない意思を指定された条件通りに申し出ないと、自動的に有料の契約に移行する場合があります。あらかじめ、条件をしっかりと確認しましょう
- ・無人のスポーツジムやオンラインレッスンの場合、解約したくても事業者が電話が繋がらなかつたり、メールに返信がなかつたりする場合があります。事業者には、電話やEメールアドレス、HPなど複数の手段で問い合わせましょう

困ったことがあれば、消費者センターに相談してください。

問 消費生活センター ☎03-5211-4314

新型コロナウイルス感染症の相談窓口

症状のある方

かかりつけ医等

かかりつけ医等、地域の身近な医療機関にお電話ください。

医療機関の案内

■医療機関案内サービス「ひまわり」 ☎03-5272-0303

■オンライン医療機関検索「医療情報ネット」



予防・検査・医療に関すること

一般相談窓口

■千代田保健所健康推進課 感染症対策係 ☎03-5211-8173 (平日8時30分～17時15分)

■外国人旅行者向け(観光庁) ☎050-3816-2787 (24時間365日)